

四国中央市 GIS システム構築業務

要求水準書

令和 8 年 4 月

四国中央市

第 1 章 総則

1. 業務名

四国中央市 GIS システム構築業務（以下、「本業務」という）

2. 業務目的

本業務は、行政の持つデータを集約化し、目的に応じた情報をいつ、どこにいても届けられるサービスを、公開型 GIS を構築することで実現する。市民においては移動や手続きなどでかかっていた時間や手間を省き、正確な情報に容易にアクセスできる。また民間データも活用することで双方向のコミュニケーションが図れ、官民一体となった、効率的かつ質の高い地域運営を可能とする。なお、本業務は令和 7 年度補正予算「地域未来交付金（デジタル実装型 TYPEA）」の交付対象事業に採択された事業である。

3. 適用

四国中央市 GIS システム構築業務要求水準書（以下、本要求水準書という）は、本業務を実施するにあたり、プロポーザル参加業者が遵守しなければならない事項を定めるものである。なお、本要求水準書は本市が必要とする最低限の事項として提示するものであり、記載のない事項については目的に沿う範囲内で提案を求めるものである。

4. 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 19 日とする。なお住民サービス開始（公開型 GIS の稼働開始）は、令和 9 年 3 月 1 日とする。

5. 準拠する法令等

本業務は、本要求水準書並びに次に掲げる関係法規等に準拠し、実施するものとする。なお、受注者は常に法改正情報等の最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を図ること。

- (1) 測量法（昭和 24 年 6 月 3 日 法律第 188 号）
- (2) 測量法施行令（昭和 24 年 8 月 31 日 政令第 322 号）
- (3) 測量法施行規則（昭和 24 年 9 月 1 日 建設省令第 16 号）
- (4) 都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号）
- (5) 都市計画法施行令（昭和 44 年 6 月 13 日 政令第 101 号）
- (6) 法施行規則（昭和 44 年 8 月 25 日 建設省令第 49 号）
- (7) 地理空間情報活用推進基本法（昭和 19 年 5 月 30 日 法律第 63 号）
- (8) 地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令（平成 19 年 8 月 29 日 国土交通省令第七十八号）
- (9) 個人情報保護法（平成 15 年 5 月 30 日 法律第 57 号）

- (10) 個人情報保護法施行令（平成 15 年 12 月 10 日 政令第 507 号）
- (11) 作業規程の準則（平成 20 年 3 月 国土交通省告示第 413 号）
- (12) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）2004（平成 26 年 4 月 国土地理院）
- (13) 品質の要求、評価及び報告のための規則 Ver.1.0（平成 19 年 3 月 国土地理院）
- (14) 空間データ製品仕様書作成マニュアル JPGIS2014 版（平成 26 年 4 月 国土地理院）
- (15) 基盤地図情報原形データベース地理空間データ製品仕様書（案）【数値地形図編】
第 2.3 版（平成 26 年 4 月 国土地理院）
- (16) 地図情報レベル 2500 データ作成の製品仕様書第 1 版（平成 17 年 2 月 国土地理院）
- (17) 製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版（案）（平成 20 年 3 月改訂
国土地理院）
- (18) 空間データ作成のための製品仕様書作成の手引き（平成 17 年 2 月 国土地理院）
- (19) 共用空間データ調達仕様書及び基本仕様書（平成 13 年 7 月 総務省自治行政局地域情報政策室）
- (20) 地理情報標準に準拠した DM データ作成マニュアル（平成 19 年 3 月 国土地理院）
- (21) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）に準拠した DM データ製品仕様書（案）第 1 版
（平成 19 年 3 月 国土地理院）
- (22) 四国中央市契約規則（平成 16 年 規則第 50 号）
- (23) 四国中央市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 条例 1 号）
- (24) その他関係法令、規則及び手引き等

6. 業務計画

本業務の実施にあたって、受注者は、作業着手前に発注者と十分な打ち合わせを行い、次に掲げる事項を記載した業務実施計画書を提出し承認を受けなければならない。また、変更する場合においても同様とする。

- (1) 作業の順序及び方法
- (2) 作業の工程及び工程毎の責任者名
- (3) 使用機器の名称及び性能
- (4) その他必要な事項

7. 提出書類

本業務の着手にあたり、受注者は次に定める書類を発注者に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 管理技術者届（経歴書を含む）

- (5) 照査技術者届（経歴書を含む）
- (6) 担当技術者届（経歴書を含む）
- (7) その他発注者が指示する書類

8. 配置技術者

受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、本業務に精通した実務経験豊かな者とし、以下の実績を有する管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置することとする。なお、管理技術者と照査技術者は兼務することはできない。

(1) 管理技術者

過去5年以内に以下の業務実績を有し、実務について十分な技術と経験を有するGIS1級及び測量士の有資格者であること。なお共同企業体を組成する事業者においては代表構成員から選出すること。

- ① 公開型GIS及び統合型GISの導入業務実績を有する。

なお統合型GISの業務実績については、同業務にて公開型GISを構築したものに
限る。

(2) 照査技術者

過去5年以内に以下の業務実績を有し、実務について十分な技術と経験を有する空間情報総括管理技術者の有資格者であること。なお共同企業体を組成する事業者においては代表構成員から選出すること。

- ① 公開型GIS及び統合型GISの導入業務実績を有する。

なお統合型GISの業務実績については、同業務にて公開型GISを構築したものに
限る。

(3) 担当技術者

過去5年以内に以下の業務実績を有し、実務について十分な技術と経験を有する測量士の有資格者であること。

- ① 公開型GIS又は統合型GISの導入業務実績を有する。

9. 企業の認証取得等

- (1) LGWAN-ASP サービス提供者として登録されていること
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム：ISMS（JIS Q 27001）
- (3) 個人情報マネジメントシステム：プライバシーマーク（JIS Q15001）

10. 関係機関への手続き等

本業務に必要な関係省庁への諸手続きは、発注者の承認を得たうえで、受注者の責任において行うものとし、関係書類の写しを発注者に提出するものとする。また、受注者は、本業務を実施するにあたって関係官庁等との折衝を必要とする場合、又は折衝を受けた場合、遅

滞なく書面をもって発注者に報告するとともに発注者の指示を受けるものとする。

11. 土地の立ち入り等

受注者は、本業務の実施にあたり国・公有および私有の土地に立ち入る場合は、あらかじめ発注者及び土地所有者等の了解を得ることとし、調査の際には測量法第15条に基づく身分証明書を必ず携行することとする。また、現地で土地所有者、住民、事業者等から接触を受けた際は遅滞なく発注者に報告するものとする。

12. 安全の確保等

受注者は、本業務の実施にあたり、作業者の安全の確保について適切な措置を講じなければならない。また、本業務において生じた事故は、受注者が原因、経過、被害内容等を速やかに発注者に報告するものとし、受注者が一切の責任を負い処理するものとする。

13. 貸与資料の取り扱い

発注者は、本業務遂行上必要なデータ及びその他関係資料等を受注者に貸与するものとする。受注者は貸与された関係資料の取り扱いについては十分に注意することとし、データの授受等にはセキュリティ性の高いデータ交換サービス等を活用することとする。なお、貸与された資料を汚損、棄損または紛失した場合は、受注者の責任において復元し、返還するものとする。

14. 成果の提出

受注者は、本業務の完了後、直ちに成果品を業務報告書・完了届・完了工程表とともに発注者に提出するものとする。成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与、使用等をしてはならない。ただし、受注者が開発したソフトウェアの著作権についてはこれに当たらない。

15. 契約不適合責任

発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

16. 疑義

本要求水準書に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者で協議を行い、その決定に従うものとする。

17. 打合せ協議

打合せ協議は着手時、中間時(3回)、納入時の計5回行い、進捗状況を随時報告することとし、受注者は打合せ記録簿を随時2部作成し、発注者及び受注者が各1部ずつ保管することとする。

第 2 章 共通基盤地図情報整備

18. 業務概要

受注者は、令和 7 年度撮影の航空写真データを基に、都市計画基本図の修正・レベル 10000、25000 縮小図の編纂作業を行い、本業務内で構築する公開型 GIS に最新の都市計画基本図データを搭載することにより、住民へ共通基盤となる地図情報を提供し行政サービスの向上を図るものとする。本業務における作業数量および作成取得座標は次のとおりとする。

(1) 作業数量

① 編纂地図情報レベル 2500 修正図化	82.18km ²
② 地図情報レベル 10000 修正図化	339.06km ²
③ 縮小編纂（地図情報レベル 2500→10000）	82.18km ²
④ 縮小（地図情報レベル 10000→25000）	421.24km ²

(2) 作成取得座標

本業務にて作成するデータの位置座標は以下の定義に従うものとする。

- ① 準拠する測地系……世界測地系（GRS80 楕円体）
- ② 平面位置の座標系……平面直角座標系（第IV系）
- ③ 垂直位置の座標系……平均海面を基準とする標高 TP

19. 貸与資料

本業務の実施に当たり、受注者は発注者より以下の資料貸与を受けるものとする。

- (1) 平成 21 年度 都市計画基本図（地図情報レベル 2500）
- (2) 平成 23 年度 地形図（地図情報レベル 10000）
- (3) 令和 7 年度 空中写真撮影成果

20. 製品仕様書の作成

本業務の履行に必要となる製品仕様書は、「地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014」に準拠した製品仕様書を定めるものとする。

2 製品仕様書の作成にあたっては数値地形図修正の概覧、適用範囲、データ製品識別、データの内容及び構造、参照系、データ品質、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。

3 メタデータ作成については「JMP2.0 仕様書」に準拠し、データファイル管理及び利用において必要となる事項について、その内容を取りまとめたメタデータを作成するものとする。

4 本業務の品質評価については「品質の要求、評価及び報告のための規則（国土地理院）」に準拠し、品質評価手順に沿って実施するものとする。

21. 作業計画

作業計画は、本業務の目的を十分把握して、合理的且つ能率的に作業を遂行するため、各工程における基本方針を定め、適切な技術者の配置、使用機器の選定及び細部にわたる作業工程・計画等を立案し、これを発注者に提出し承認を得るものとする。

なお、数値地形図データ修正の精度は、下記のとおりとする。

地図情報レベル	水平位置の標準偏差	標高点の標準偏差	等高線の標準偏差
2500	2.50m 以内	1.0m 以内	1.0m 以内

22. 予察

予察は、過年度都市計画図修正業務成果の点検を行い、貸与する写真地図と比較判読することで、修正箇所を抽出を行うものとする。なお、予察は次の各号について行うものとする。

- (1) 旧数値地形図データのファイル構造の良否及びデータの良否についての点検
- (2) 新設又は移転改埋等を実施した基準点の調査
- (3) 各種資料図等の利用可否の判定
- (4) 修正素図と空中写真等の資料との照合
- (5) 地名、境界等の変更の調査及び資料収集
- (6) 実施順序及び作業方法

23. 現地調査

予察にて抽出した修正箇所を踏まえて修正数値地形図を作成するために必要な各種表現事項、名称等を現地にて調査確認し、必要に応じて補備測量を行うこととする。

24. 修正数値図化

現地調査の結果に基づき経年変化箇所について、貸与する空中写真撮影業務成果を使用し、デジタルステレオ図化機によりステレオモデルを構築し、地形、地物等の座標値を取得し、修正数値図化を行うものとする。なお使用するデジタルステレオ図化機は次の構成及び性能を有していることとする。

- (1) 電子計算機、ステレオ視装置、スクリーンモニター及び三次元マウス又はX Y ハンドル、Z 盤等で構成されるもの。
 - (2) 内部標定及び外部標定要素によりステレオモデルの構築及び表示が行えるもの。
 - (3) X、Y、Z の座標値と所定のコードが入力及び記録できる機能を有するもの。
 - (4) 画像計測の性能は、0.1 画素以内まで読めるもの。
- 2 修正データの取得は、公共測量作業規程準則第3編第6章第8節の規定を準用する。
- 3 相互標定は、パスポイント付近で行い、対地標定は、旧数値地形図データの座標数値若しくはGNSS / IMU装置で得られた外部標定要素等を用いて行うものとする。

25. 修正数値編集

現地調査の内容を踏まえ図化作業により新たに取得された各種数値図形データを、編集装置を用いて旧数値地形図データとの整合を図る加除修正のための編集作業を行い、接合点座標を一致させた編集済数値地形図データを作成するものとする。

2 修正数値編集は、原則として真位置にデータを表示するものとする。ただし、境界等のデータで真位置に表示することが地図を見づらくすると判断されるような場合は、その作図時に適切な位置に表示するものとする。

26. 数値地形図データファイル更新

編集済データの完成後、その内容を確認し、所定の形式、構造に従って電子記憶媒体に記録して作成するものとする。なお、データファイルの管理及び利用において必要となる事項については、数値地形図データファイル説明書を作成するものとする。

27. 縮小編纂

作成した数値地形図データファイル（地図情報レベル 2500,10000）に基づき、編集装置のグラフィックディスプレイ上で対話処理により、線種及び記号の変更、注記及び凡例等の文字サイズ並びに位置の変更、表現事項の編集及び等高線の間引きを行い数値地形図データファイル（レベル 10000、レベル 25000）を作成するものとする。

28. 測量成果品検定

作成した数値地形図データファイル（レベル 2500）について、第三者機関における外部成果検定及び内部成果品検定を実施し、検定機関の発行する「検定証明書」を提出するものとする。なお、成果検定の対象は都市計画図修正面積の 2%を原則とする。

29. 成果品

本業務における成果品は、以下のとおりとする。

(1) 都市計画基本図（レベル 2500、10000、25000）修正図化成果

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| ① 数値地形図データファイル（レベル 2500、10000、25000） | 1 式 |
| ② 数値地形図データファイル説明書 | 1 式 |
| ③ 精度管理表 | 1 式 |
| ④ 測量成果検定 | 1 式 |

(2) その他発注者が指示する資料

第 3 章 GIS システム構築

30. 業務概要

受注者は GIS システム構築にあたり本市が保有するデータを収集し、行政情報を市民に分かりやすく提供することを目的とする。また GIS のデータを維持管理するため、GIS データを編集できるシステムを併せて構築することとし、一体として連動するものとする。

本業務における作業は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 要件定義 | 1 式 |
| (2) データ変換・搭載 | 1 式 |
| (3) GIS システム構築 | 1 式 |
| (4) データセットアップ | 1 式 |
| (5) 操作マニュアル整備 | 1 式 |
| (6) システム操作研修会・説明会 | 1 式 |
| (7) システム運用・保守 | 1 式 |

31. 要件定義

受注者は本業務にあたり以下の要件を満たすシステムを構築することとし、具体的内容については履行時に発注者と協議の上、決定することとする。

(1) システムネットワーク要件

本業務における公開型 GIS の構築及び運用方式は、愛媛県自治体情報セキュリティクラウドを経由して、INTERNET 回線を利用することとする。ただし、編集用システム構築にあたり、機密情報や個人情報を含むデータについては LGWAN 回線を利用すること。これらをもとにネットワーク構成について検討を行うこととする。

① ネットワーク環境

LGWAN 回線：100Mbps

② クライアント環境

公開型 GIS:PC 向けの動作環境について、OS は Windows10 以降、及び MacOS10 以降で利用可能かつブラウザは Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Safari、Google Chrome で利用可能であること。スマートフォン向けの動作環境について、OS は iOS13.0 以降、及び Android9.0 以降に対応した機種で利用可能かつブラウザは Google Chrome、Safari 等、対象 OS の標準ブラウザで利用可能であること。本システムの利用者機能には、プラグイン等の特別なソフトのダウンロードが必要な仕組みや、Java アプレット、NET Framework 等の使用機種に制限を与えるようなものが無いこと。

GIS データ編集機能を市内 PC に導入する場合の仕様:Microsoft Windows 11 Pro、Core i3 プロセッサ、8GB メモリ、Web ブラウザは Microsoft Edge (Chromium

版)、OS は Windows11 以降

(2) データセンター要件

本業務で利用するデータセンターは以下の水準を満たすものとする。

① データセンター基本要件

- 1) データセンターは日本国内に立地していること。
- 2) 水防法に基づく浸水想定区域に指定されていないこと。
- 3) 機器設置場所は、有人受付などにより、許可されていない者の立入を排除する等のセキュリティ対策をおこなっていること。
- 4) 24 時間 365 日運用を行っていること。ただし、やむを得ない事情により、システムの全部又は一部を停止する場合には、2 週間前までに発注者へ連絡すること。(計画停止期間は除く)
- 5) データセンターは日本データセンター協会が既定するデータセンターファシリティスタンダードのティア 3 以上の適合証明を受けていることとし、受注者は発注者に証明書を提示することとする。
- 6) バックアップデータはデータセンター外の他拠点（日本国内）にも保管し、万が一の障害発生時にも他拠点からデータ取得し、復旧させることができること。

② 耐震性

- 1) 現行建築基準法で規定されている耐震性能を満たすこと、もしくは、Is 値（構造耐震指標）0.60 以上の耐震強度を有すること。
- 2) 建物骨組みに取り付けた制震装置により地震エネルギーを吸収し、建物の揺れを小さくするなどの地震対策をおこなっていること。
- 3) 震度 6 強の地震において倒壊しない制震ラックを採用すること。

③ 耐火性

- 1) 現行建築基準法に規定されている耐火建築物または準耐火建築物であること。
- 2) 自動火災報知システムが適切に設置されていること。
- 3) 機器に影響を与えない自動消火設備（窒素ガス消火設備等）を有し、消火活動時にマシンを最大限保護する設計であること。
- 4) 建築基準法に基づく避雷針機能の設置を実施していること。

④ 電源性能

- 1) 主電源は電力会社から複数系統で受電されていること。
- 2) 無停電電源装置及び非常用発電設備により、無停電で電源を供給できること。
- 3) サーバは冗長化をおこない、サーバ本体の故障時などには、他のサーバに切り替えを行い、継続運用が可能であること。

(3) システム要件

受注者は本 GIS の構築にあたり以下に記載する各種要件について検討を行うものとする。なお、本 GIS で実現すべき機能要件については別紙「機能要件一覧(公開型 GIS)」に記載のとおりとする。

① GIS 基本要件

- 1) 導入する GIS は受注者のパッケージ製品を基本とし、拡張性やセキュリティの高いシステムを構築すること。
- 2) 各課が管理する地図情報データを一元的に管理し、担当部署間での情報共有等が可能なシステムを構築すること。
- 3) 市民や事業者等向けに公開が可能なシステムを構築すること。
- 4) 公開型 GIS と編集用システムはデータ連携を可能にし、連携したデータは本市が直営で更新が行えるものとする。
- 5) 利用時間は、原則 24 時間 365 日とする。ただし、定期メンテナンス等はこれにあたらぬ。
- 6) ユーザにとって操作が簡便で分かりやすいインターフェースであること。
- 7) ユーザがストレスなく操作できる動作速度であること。
- 8) 編集用システムにはゼンリン社の住宅地図 (Zmap-Town II) を搭載すること。

② 最大利用ユーザ数

- 1) 公開型 GIS のユーザ数は無制限とする。
- 2) 編集用システムのユーザ数は 200 名以上とするが、導入するソフトウェアは今後の利用拡張を踏まえ、ライセンス無制限のソフトウェアを導入するものとし、利用アカウントは適宜追加が可能で、追加に係る費用が掛からないものとする。

③ 個別システム機能移行

現在本市で稼働中の下図の個別システムについては、本 GIS において同等の運用(閲覧、データ更新、解析が可能な他、現在の職員の業務に支障をきたさないこと。)を行えるよう移行を行うこと。なお個別システム機能移行において、実現すべき機能要件については別紙「個別システム機能要件一覧表」に記載のとおりとする。

No.	管理部署	システム名	ソフトウェア名(ベンダー名)
1	都市計画課	都市計画管理システム 公園台帳システム	ペンタングル(五星社) Lmap(ゼンリン社)
2	下水道課	下水道管理システム	ALANDISneo(アジア航測社)
3	建設課	道路管理システム及び 窓口システム	ALANDIS+(アジア航測社)
4	建築住宅課	指定道路管理システム 及び窓口システム	ALANDIS+(アジア航測社)

32. データ変換・搭載又は連携

受注者は下表に示す各種データを収集し、本業務で構築する公開型 GIS へデータ移行又は GIS と連携するものとする。なおデータ移行にあたっては不備のないよう対策を講じた上で行うものとする。また、データ変換に発生する費用については本業務の費用に含むものとする。

収集・移行・変換又は連携するデータ一覧は次表の通りとする。

No.	データ種別	提供形式	所管
1	地番図データ	Shape	税務課
2	大字界データ	Shape	税務課
3	写真地図 (令和 7 年度、令和 4 年度、平成 28 年度)	GeoTiff	税務課
4	都市計画基本図データ (地図情報レベル 2500)	DM	都市計画課
5	地形図データ (地図情報レベル 10000)	DM	都市計画課
6	地形図データ (地図情報レベル 25000)	DM	都市計画課
7	都市計画情報データ	Shape,PDF 等	都市計画課
8	公園台帳データ	Shape	都市計画課
9	道路台帳データ	Shape,PDF 等	国土管理課
10	法定外公共物データ	Shape	国土管理課
11	河川データ	Shape	国土管理課
12	下水道台帳データ	Shape,PDF 等	下水道課
13	上水道データ	Shape	上水道課
14	工業用水道データ	Shape,PDF 等	工業用水課
15	指定道路データ	Shape	建築住宅課
16	空き家データ	Shape	建築住宅課
17	土砂災害ハザードマップ	Shape	危機管理課
18	洪水ハザードマップ	Shape	危機管理課
19	津波ハザードマップ	Shape	危機管理課
20	住宅地図 (25 ライセンス・買切タイプ)	Shape	(新規整備)
21	LINE 通報データ	csv	経営戦略課
22	市の各部署が構築している GIS データ Lmap に搭載されているデータ		
23	オープンデータ		
24	民間が保有する開示可能な GIS データ		

データ移行・変換についてポイント、ライン、ポリゴンの各種データの他、記号、注記、属性値、またファイリングデータがあるものについて移行を行うこと。

なお、連携については、連携先の GIS の仕様により、難しい場合はこの限りでない。

33. 公開型 GIS 構築

受注者は前条までの内容を踏まえて本 GIS の構築を行うものとし、以下の内容について基本設計を行い、発注者との協議にて決定するものとする。

(1) 基本設計

① 公開型 GIS

- 1) システム要件（制約条件、機能・非機能要件の整理を含む）
- 2) アカウント構成（管理者ユーザ）
- 3) レイヤ構成
- 4) 公開用 TOP ページデザイン
- 5) 公開用コンテンツ
- 6) その他必要なもの

② 編集用システム

- 1) システム要件（制約条件、機能・非機能要件の整理を含む）
- 2) アカウント構成（ユーザ・ユーザグループ）
- 3) レイヤ構成及び権限構成

(2) システム環境設定

以下の内容について受注者はシステム環境を設定すること。

- ① レイヤ設定（図形表現範囲・属性管理項目及び順序・関連ファイル設定等）
- ② ユーザグループ設定（管理者ユーザ・一般ユーザ・所属グループ等）
- ③ 図形レイヤ・属性テーブル権限設定（表示・印刷・出力・画像出力・重ね合わせ制御等）
- ④ データベース設定（検索テーブル・印刷レイアウト・出力帳票形式等）

(3) データ連携

編集用システムに搭載されたレイヤを、職員の操作で公開型 GIS に反映させるための設定を行うものとする。受注者は運用前にテストサイトによる発注者の検証を受けることとする。検証内容は以下のとおりとする。

- ① 編集用システムによるデータ更新
- ② 更新データの公開処理（編集用システム→公開型 GIS）
- ③ 公開型 GIS のデータ確認

公開型 GIS は一般利用者の窓口となるポータルサイトを設計するものとし、GIS の操作に不慣れな一般利用者にも利用しやすいサイト設計を行うものとする。

34. データセットアップ

前条までで整備した内容について次表のとおり公開型 GIS へデータセットアップを行

うものとする。

35. 操作マニュアル整備

受注者は編集用システムを含む公開型 GIS の操作マニュアルを整備するものとする。

操作マニュアルは管理者権限を有する管理ユーザマニュアルと一般ユーザマニュアルを作成するものとする。

36. 操作研修

受注者は職員に対して GIS の操作研修を行うものとする。また市民に対して GIS の説明会（オンライン配信可）を行うものとする。なお、研修は以下内容を検討しているが、詳細は発注者、受注者協議のうえ決定する。

検討しているが、詳細は発注者、受注者協議のうえ決定する。

- (1) 操作研修は、各回 15 人程度、合計 3 回を想定している。
- (2) 操作研修では、GIS を利用したことがない職員でも操作手順等がわかるように、研修マニュアル及び操作マニュアルを準備し、利用者に配布すること。
- (3) 操作研修では、GIS の操作方法だけでなく、本業務の趣旨や運用方法など業務の効果を最大化するための研修となるよう創意工夫すること。
- (4) 会場の手配、職員への通知などは本市担当者が実施するが、必要機材・日時・タイムスケジュール等は事前に発注者へ報告し、協議のうえ、決定すること。

37. 運用保守

前条までで構築した GIS について次の通り令和 9 年 3 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までの運用保守を行う。別途契約する令和 9 年 4 月以降の「四国中央市 GIS システム運用保守業務」も同様の運用保守を行う予定である。

(1) 保守体制

- ① ヘルプデスクを設置し、稼働後の操作方法や GIS 運用などに関する技術的問い合わせに対応すること。対応時間は、年末年始や土曜日、日曜日、祝日を除く、9 時 00 分から 17 時 15 分までとする。
- ② 稼働時間内の安定したシステム提供及び、システム設備監視を行うこと。
- ③ 発注者からの連絡受理から状況把握、解決、事後報告を実施可能な体制を構築し、運用保守体制を文書により明確にすること。
- ④ 連絡の手段は対面、電話、FAX、電子メールまたは書簡等とし、障害発生時には速やかにその原因を報告し、復旧に努めること。

(2) 保守内容

- ① 運用保守業務の範囲は、利用するシステムのソフトウェアとし、セキュリティに関する事項も含むこと。

- ② 本市における人事異動時期である4月にユーザ情報更新を実施すること。
- ③ 操作研修は利用者を対象に年1回実施するものとする。
- ④ 受注者は本システムのバージョンアップに伴う情報提供を行うこと。
- ⑤ 発注者から問い合わせがあった場合は迅速かつ親身に対応すること。
- ⑥ 修正パッチ、セキュリティホール対策及びウイルス対策の日常管理を行うこととし、不正アクセス対策を講じること。
- ⑦ 障害が発生した際は、迅速な復旧対応を行うとともに、速やかに障害発生状況、原因、対応等を記載した障害報告書を作成・提出すること
- ⑧ 計画的にシステム停止する場合は発注者に事前通知すること。またGISの計画停止は、発注者の就業時間外とする。
- ⑨ 各年度で運用保守業務終了時に業務完了報告書を提出し、発注者の承認を受けると。その際、利用者やアクセス実績に関する集計、KPI指標の数値集計、システム停止実績等を記載した運用実績報告書を添付すること。

38. 成果品取りまとめ

本業務の成果品は以下とし、履行期限までに提出するものとする。

- (1) 都市計画基本図 修正図化成果
- (2) システム利用環境 一式
- (3) システム使用権 一式
- (4) システム操作マニュアル 一式
- (5) 共通成果
 - ① 報告書 一式
 - ② 協議記録簿 一式
 - ③ 作業報告書 一式
 - ④ その他本業務で発生した成果品 一式

39. 納入場所

本業務における成果品の納入場所は、以下のとおりとする。

- (1) 納入場所：四国中央市 都市整備部 都市計画課